

尾張旭市選挙管理委員会（平成28年第2回）会議録

- 1 開催日時
平成28年2月17日（水）
開会 午前10時
閉会 午前10時5分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 2階 203会議室
- 3 出席委員
委員長 水野紀彦
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員
なし
- 5 傍聴者数
0名
- 6 出席した事務局職員
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 永谷尚子
- 7 議題
第5号議案 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について
第6号議案 期日前投票所の投票立会人の選任について
- 8 会議の要旨

書記長	定刻になりましたので、ただいまから第2回選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は、平成28年2月28日執行の尾張旭市長選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 それでは、委員長お願いいたします。
委員長	改めましておはようございます。 (委員長あいさつ)

	<p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回会議録につきまして、議案とあわせて配布されましたが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第5号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>第5号議案「期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任並びにその者が職務を行うべき日について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第48条の2第2項の読替規定による同法第37条の規定により、期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、市の選挙管理委員会が選任することになっております。従いまして、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次ページの一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は市の職員で課長補佐相当職以上の者、職務代理者は市内在住の選挙管理委員会の職員を選任してございます。</p> <p>第5号議案の説明は以上でございます。</p>

委員長	では、第5号議案について、何かご質問等はありませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第5号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第5号議案は可決されました。 続きまして、第6号議案「期日前投票立会人の選任について」、事務局から説明願います。
事務局	第6号議案「期日前投票立会人の選任について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第48条の2第2項の読替規定による同法第38条の規定により、市の選挙管理委員会 は、期日前投票所において、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の投票立会人を選任しなければならないとされており ます。このため、尾張旭市長選挙における期日前投票所の投票立会人を次ページの一覧のとおり選任しようとするものでござ います。 第6号議案の説明は以上でございます。

委員長	では、第6号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第6号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第6号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。
事務局	○ 次回日程確認 平成28年2月20日（土）午前9時から 於：講堂1 ※ 市長選挙選挙時登録
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。